

就学援助制度について

経済的な理由で、就学が困難な家庭へ小中学校での学習に必要な費用の負担の軽減を図るため、その一部を援助します。

■対象者

- 町立小中学校に就学する児童生徒の保護者で、教育委員会が定める基準に該当する者。
- ひとり親家庭医療費受給者
- 児童扶養手当受給者
- 生活保護基準に準ずる程度の者

■申請方法

就学援助を受けようとする保護者が、教育委員会に申請してください。

- ・新入学児童生徒学用品費等は、入学前支給を行います。

【お問い合わせ先】

教育委員会学校教育係
(063・2038)

介護保険料にかかる納付証明書の交付について

介護保険料は、国保税や後期高齢者医療保険料と同様に所得税や町民税の社会保険料控除の対象となります。令和4年1月から令和4年12月末までに納付された介護保険料額を計上してください。

特別徴収(年金天引き)で納付した介護保険料は、社会保険料控除対象となるのは、年金受給者であるご本人となります。普通徴収の場合、被保険者の保険料を扶養者が支払っている場合は、扶養者の社会保険料控除の対象となります。

確定申告の際には、日本年金機構から送付されます「公的年金等の源泉徴収票」またはお支払いいただきました「領収証書」等を大切に保管し、ご利用くださいますようお願いいたします。

納めた介護保険料の年額がわからない場合は、役場いきいき長寿課で令和4年1月から令和4年12月末までの1年間に納付いただきました保険料を記載した納付証明書を発行します。事務処理の都合により、納付証明書は2月上旬から発行できます。交付にかかる手数料は、無料となっています。確定申告に行かれる前にお申し出ください。

【お問い合わせ先】

いきいき長寿課
(063・3807)

要介護認定を受けた高齢者の『障害者控除』について

介護保険制度で要介護認定を受けた65歳以上の高齢者で介護認定の審査判定資料を確認し、一定の基準に該当する場合には、所得税や町県民税の確定申告で『障害者控除』を受けるた

めの認定書を本人または、扶養者等の申請手続きにより交付できます。

この認定書を添付することにより、本人または、その扶養者が障害者控除または、特別障害者控除等を受けることができます。

ただし、すでに身体障害者手帳など交付され、税の控除を受けている方や本人または、扶養者が非課税の場合は必要ありません。

発行にかかる手数料は、1件につき200円必要となります。

【お問い合わせ先】

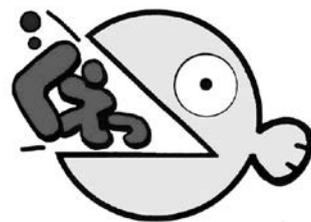
いきいき長寿課
(063・3807)



緊急時に備えて

《救急医療情報キット》

を活用しませんか？



万一の緊急事態に本人等が症状などを説明することができない場合、キットの情報を活用することで適切で迅速な救急活動が行えます！

救急医療情報キットとは!?

かかりつけの医療機関や疾病等の救急搬送時に必要な情報を冷蔵庫の前面や側面にマグネットで張り付け保管しておくものです。



対象者：日高町内にお住いの75歳以上で一人暮らしの方

申請の方法：① いきいき長寿課までお申し込みください。

② 申請後、情報シートと必要書類を入れる容器を配布します。

利用の方法：① 情報シートに必要な情報を記載します。

② 記載済み情報シートと保険証、診察券、薬の情報等の写しを容器の中へ入れ、冷蔵庫の前面か側面に張り付けておきます。

★ 情報シートへの記載や保険証、診察券、薬の情報等の写しのご準備は、ご本人、ご家族でお願いいたします。

救急医療情報キットに関するについては、いきいき長寿課
(TEL : 0738-63-3807)までお問い合わせください。